



県章

# 群馬県報

平成23年  
3月25日(金)  
第8877号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課） 2
- 群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則（県民健康科学大学） 2

### 告 示

- 知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の一部改正（人事課） 3
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課） 3
- 保安林予定森林（森林保全課） 4
- 同 4
- 同 5
- 道路の区域変更（道路管理課） 5
- 県道路線認定に関する告示の一部改正（同） 7
- 路線の認定の告示の一部改正（同） 8
- 同 8
- 土砂災害警戒区域等の指定（砂防課） 8
- 同 8
- 群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示の一部改正（都市計画課） 12
- 都市計画下水事業の事業計画の変更認可（下水環境課） 12
- 同 13

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO・ボランティア推進課） 13
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（同） 14
- 都市公園の供用開始（都市計画課） 14

### 選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 14

### 人事委員会告示

- 人事委員会が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の一部改正 15

### 議 会 訓 令

- 群馬県議会議員記章規程の一部を改正する訓令（総務課） 16
- 群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令（同） 16

■規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

オーケストラボックス	一式	九、四二〇円
浅黄幕	一張り	七九〇円
紗幕	一張り	七九〇円
紅白幕	一張り	七九〇円

オーケストラボックス	一式	九、四二〇円
------------	----	--------

松羽目	一式	一、五九〇円
振落し装置	一式	四四〇円

松羽目	一式	一、五九〇円
-----	----	--------

別記様式第四号(その3)中

オーケストラボックス	一式	五
浅黄幕	一張り	五
紗(しや)幕	一張り	五
松羽目	一張り	五
オーケストラボックス	一式	五

を、に、に、を、に、を、に、を、に、

窓紗	一式	五
新緑しぼり	一式	五

に改

める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十一号

群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則

群馬県立県民健康科学大学学則(平成十六年群馬県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 学部の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 看護学部 群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持向上に貢献する方法を学ぶことを通じて、人間と環境への興味関心を深め、豊かな人間性を培うとともに、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力に加え、看護専門職者としての自律的発達や看護学を探究できる基盤を身につけ、将来的には国内のみならず国際的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わることを目指す、社会貢献への使命感と意欲をもつ人材の育成を目的とする。
- 二 診療放射線学部 対象が人間であるという観点から人間中心の新たな診療放射線学の学術的体系化と教育課程を再構築し展開することにより、従来の理工学と医学の融合からなる診療放射線学に加え、人間の尊厳や生命・医療・技術の倫理、チーム医療の機能と役割を学ぶものとし、多様な実務の遂行を可能にし、科学的根拠に裏付けられた論理的な思考及び柔軟な発想によって自ら見出した問題を解決する意欲と行動力をもって、国際社会及び地域社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。

第十条第二項第八号中「五人」を「六人」に改める。

第十二条第二項中「及び常勤の講師」を、「常勤の講師及び助教」に改め、同条第三項第一号中「第十条第二項第四号」を「第十条第二項第五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第77号

知事等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示(平成17年群馬県告示第689号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

表2の項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表3の項中「第23条」を「第22条」に改め、同表6の項中「及び無給休暇」を削る。

## ◎群馬県告示第78号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 区域及び期間

- (1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、甘楽町、みなかみ町、昭和村、太田市、館林市、千代田町、邑楽町、桐生市及びみどり市の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林
- (2) 期間 平成23年4月14日から同年5月27日まで

## 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、若しくは当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫、その付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- 4 命令しようとする理由 1の(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わな

いとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

### ◎群馬県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡神流町大字船子字榎森1599、1603の1、1603の2、1604の2、甲1637、乙1637、1639、字宮ノ沢1694の2、字紙干場甲1701の1、丁1701、庚1701、沼田市利根町青木字土倉24（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎森1599、1603の1、1603の2、1604の2、甲1637、乙1637、1639、字宮ノ沢1694の2、字紙干場甲1701の1、丁1701、庚1701、字土倉24（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課並びに沼田市役所及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。

### ◎群馬県告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡上野村大字新羽字峰1226から1229まで、1242、1256から1258まで、甘楽郡甘楽町大字秋畑字梅ノ木入5910の1、5993の1、5995の1、5997の2、5999の2、5999の10、南牧村大字星尾字扇畑2095の1、2096の1、2096の2、2099

の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第81号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

1 保安林予定森林の所在場所 桐生市梅田町五丁目字馬道1023・甲1027・乙1027(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1025

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	多野郡神流町大字柏木字中開戸51番の1地先から同郡同町大字同字同59番の1地先まで	前	7.9~10.7	75.0
			後	8.3~15.5	75.0

---

◎群馬県告示第八十三号

県道路線認定に関する告示(昭和三十四年群馬県告示第三百八十九号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十五日

群馬県知事 大澤 正明

表一〇八の項中「下仁田佐久線」を「下仁田佐久穂線」に、「佐久町」を「佐久穂町」に改める。

## ◎群馬県告示第84号

路線の認定の告示(昭和51年群馬県告示第669号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

表44の項中「北佐久郡浅科村」を「佐久市」に改め、「重要な経過地佐久市」を削る。

## ◎群馬県告示第85号

路線の認定の告示(昭和58年群馬県告示第35号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

表63の項中「南佐久郡白田町」を「佐久市」に改める。

## ◎群馬県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八幡川	榛東村大字新井	別図のとおり	土石流	なし	なし	なし	なし	なし
水揚沢	榛東村大字山子田	別図のとおり	土石流	なし	なし	なし	なし	なし
大田沢西	同上	同上	同上	大田沢西	同上	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
吉岡川	榛東村大字上野原	別図のとおり	土石流	なし	なし	なし	なし	なし

「別図」及び「別紙」は、省略し、群馬県中部県民局渋川土木事務所及び榛東村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及



び第8条第1項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
房ヶ入沢	太田市北金井町	別図のとおり	土石流	房ヶ入沢	太田市北金井町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
諏訪ノ入沢	太田市強戸町	別図のとおり	土石流	諏訪ノ入沢	太田市強戸町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
堤沢	太田市長手町	別図のとおり	土石流	堤沢	太田市長手町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
十八曲沢	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
井戸沢	同上	同上	同上	井戸沢	太田市長手町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
長手	同上	同上	同上	長手	同上	同上	同上	同上
枸橋沢	太田市金山町	別図のとおり	土石流	枸橋沢	太田市金山町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
小沢	同上	同上	同上	小沢	同上	同上	同上	同上
東川沢	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
大谷津沢	太田市東金井町	別図のとおり	土石流	大谷津沢	太田市東金井町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
聖天沢	同上	同上	同上	聖天沢	同上	同上	同上	同上
大日沢	同上	同上	同上	大日沢	同上	同上	同上	同上
東大沢	同上	同上	同上	東大沢	同上	同上	同上	同上
東金井	同上	同上	同上	東金井	同上	同上	同上	同上
菅ノ沢	太田市東今泉町	別図のとおり	土石流	菅ノ沢	太田市東今泉町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
谷ヶ入沢	同上	同上	同上	谷ヶ入沢	同上	同上	同上	同上
落内沢	太田市吉沢町	別図のとおり	土石流	落内沢	太田市吉沢町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
吉沢B	同上	同上	同上	吉沢B	同上	同上	同上	同上
新堀沢	同上	同上	同上	新堀沢	同上	同上	同上	同上
鷹の巣沢	太田市菅塩町	別図のとおり	土石流	鷹の巣沢	太田市菅塩町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
慈眼寺沢	太田市北金井町	別図のとおり	土石流	慈眼寺沢	太田市北金井町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
稲ヶ沢	太田市藪塚町	別図のとおり	土石流	稲ヶ沢	太田市藪塚町	別図のとおり	土石流	別紙のとおり
台	同上	同上	同上	台	同上	同上	同上	同上
滝の入A	同上	同上	同上	滝の入A	同上	同上	同上	同上

滝の入沢	同上	同上	同上	滝の入沢	同上	同上	同上	同上
滝の入B	同上	同上	同上	滝の入B	同上	同上	同上	同上
地坂沢	同上	同上	同上	地坂沢	同上	同上	同上	同上
湯ノ入北沢	同上	同上	同上	湯ノ入北沢	同上	同上	同上	同上
湯ノ入沢	同上	同上	同上	湯ノ入沢	同上	同上	同上	同上
反丸	太田市吉沢町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	反丸	太田市吉沢町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
唐沢-1	同上	同上	同上	唐沢-1	同上	同上	同上	同上
唐沢-2	太田市吉沢町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	唐沢-2	太田市吉沢町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	長手	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
八幡(A)	太田市大島町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	八幡(A)	太田市大島町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
八幡(B)	同上	同上	同上	八幡(B)	同上	同上	同上	同上
八幡(C)	太田市八幡町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	八幡(C)	太田市八幡町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
入町	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	入町	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
富士山	太田市熊野町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	富士山	太田市熊野町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
富士山2	同上	同上	同上	富士山2	同上	同上	同上	同上
富士山3	同上	同上	同上	富士山3	同上	同上	同上	同上
富士山4	同上	同上	同上	富士山4	同上	同上	同上	同上
富士山5	同上	同上	同上	富士山5	同上	同上	同上	同上
桃ヶ丘	同上	同上	同上	桃ヶ丘	同上	同上	同上	同上
桃ヶ丘2	同上	同上	同上	桃ヶ丘2	同上	同上	同上	同上
高山神社	太田市本町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	高山神社	太田市本町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東金井	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東金井	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東今泉	太田市東今泉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東今泉	太田市東今泉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
強戸町1	太田市強戸町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	強戸町1	太田市強戸町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
強戸町4	同上	同上	同上	強戸町4	同上	同上	同上	同上
丸山町1	太田市丸山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	丸山町1	太田市丸山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
鶴生田町1	太田市鶴生田町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	鶴生田町1	太田市鶴生田町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手町3	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	長手町3	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手町7	同上	同上	同上	長手町7	同上	同上	同上	同上
長手町4	同上	同上	同上	長手町4	同上	同上	同上	同上

金山町1	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	金山町1	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東金井町4	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東金井町4	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手町5	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	長手町5	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手町6	同上	同上	同上	長手町6	同上	同上	同上	同上
長手町9	同上	同上	同上	長手町9	同上	同上	同上	同上
唐沢3	太田市吉沢町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	唐沢3	太田市吉沢町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
吉沢町1	同上	同上	同上	吉沢町1	同上	同上	同上	同上
緑町1	太田市緑町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	緑町1	太田市緑町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
緑町2	同上	同上	同上	緑町2	同上	同上	同上	同上
東今泉町1	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東今泉町1	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
北金井町1	太田市北金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	北金井町1	太田市北金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
入の堤1	太田市西長岡町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	入の堤1	太田市西長岡町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手町1	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	長手町1	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東金井町1	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東金井町1	太田市東金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東金井町9	同上	同上	同上	東金井町9	同上	同上	同上	同上
東金井町2	同上	同上	同上	東金井町2	同上	同上	同上	同上
東金井町3	同上	同上	同上	東金井町3	同上	同上	同上	同上
東金井町5	同上	同上	同上	東金井町5	同上	同上	同上	同上
東金井町6	同上	同上	同上	東金井町6	同上	同上	同上	同上
東金井町10	同上	同上	同上	東金井町10	同上	同上	同上	同上
東金井町7	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東金井町7	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東金井町8	同上	同上	同上	東金井町8	同上	同上	同上	同上
東金井町11	同上	同上	同上	東金井町11	同上	同上	同上	同上
長手町イ	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	長手町イ	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手町ロ	同上	同上	同上	長手町ロ	同上	同上	同上	同上
強戸町2	太田市強戸町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	強戸町2	太田市強戸町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
強戸町3	同上	同上	同上	強戸町3	同上	同上	同上	同上
桃ヶ丘1	太田市熊野町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	桃ヶ丘1	太田市熊野町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
長手町8	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	長手町8	太田市長手町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東今泉町2	太田市東今泉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東今泉町2	太田市東今泉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり

金山1	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	金山1	太田市金山町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
東今泉町3	太田市東今泉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	東今泉町3	太田市東今泉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
強戸町5	太田市強戸町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	強戸町5	太田市強戸町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
藪塚1	太田市藪塚町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	藪塚1	太田市藪塚町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
藪塚2-1	同上	同上	同上	藪塚2-1	同上	同上	同上	同上
藪塚2-2	同上	同上	同上	藪塚2-2	同上	同上	同上	同上
藪塚2-3	同上	同上	同上	藪塚2-3	同上	同上	同上	同上
藪塚3	同上	同上	同上	藪塚3	同上	同上	同上	同上
藪塚4	同上	同上	同上	藪塚4	同上	同上	同上	同上
藪塚5	同上	同上	同上	藪塚5	同上	同上	同上	同上
藪塚6	同上	同上	同上	藪塚6	同上	同上	同上	同上
北金井町2	太田市北金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	北金井町2	太田市北金井町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
北金井1	太田市北金井町	別図のとおり	地滑り	なし	なし	なし	なし	なし
北金井2	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし

「別図」及び「別紙」は、省略し、群馬県東部県民局太田土木事務所及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### ◎群馬県告示第88号

群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示（昭和39年群馬県告示第598号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

1(2)中「又は東武鉄道桐生線」を削る。

4(2)中「前橋市」の次に「及び高崎市」を加え、4(3)中「区域」の次に「(高崎市の区域を除く。)」を加え、4中(4)を削り、(5)を(4)に改める。

6中「、同高崎線高崎駅及び新町駅」及び「高崎問屋町駅及び」を削り、「、同両毛線桐生駅並びに東武鉄道伊勢崎線太田駅」を「及び同両毛線桐生駅」に改める。

7を削る。

#### ◎群馬県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、伊香保都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 渋川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 伊香保都市計画下水道事業 伊香保公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和35年7月1日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

### ◎群馬県告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、渋川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 渋川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 渋川都市計画下水道事業 渋川公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月13日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和54年群馬県告示第186号、昭和60年群馬県告示第470号、昭和61年群馬県告示第172号、平成3年群馬県告示第61号、平成10年群馬県告示第89号、平成16年群馬県告示第172号、平成16年群馬県告示第547号の事業地に、渋川市金井字軽浜、字歯黒、字田中、字諏訪、字堂場、字赤城、字下金井、字天戸前、字駈塚、字虚空藪、字前原、字発京、字原、渋川市字折原、渋川市阿久津字北原、字十二下、渋川市半田字上中島、字藤左衛門島、字飛松、字向畑、字入道林及び字元中島の各一部を加える。

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成23年3月9日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり楽しみ隊
- 3 代表者の氏名 高橋 緑
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市渋川2598番地5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、渋川を中心とする群馬県に対して、地域活性化の推進および循環型社会構築の推進に関する事業を行い、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成23年3月10日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人幸の会
- 3 代表者の氏名 中村住江
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市足門町985番地の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、要介護者等の生活の自立を支える活動の実施及び介護施設の運営に関する事業を行い、福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により公告する。

平成23年3月25日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市公園の名称 多々良沼公園
- 2 都市公園の位置 邑楽郡邑楽町大字鶴新田地内
- 3 都市公園の区域 別紙図面に示す区域。「別紙図面」は省略し、公告の日から2週間、その図面を群馬県東部県民局館林土木事務所に備え置いて一般の閲覧に供する。
- 4 供用開始の期日 平成23年3月27日

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第24号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月25日

群馬県選挙管理委員会委員長 高 山 昇

表1の項中「医療法人橘会 上之原病院 同 北橘町上南室162の1」を「医療法人橘会 上之原病院 同 北橘町上南室167-5」に、「吾妻中央病院 同 中之条町大字伊勢町782-1」を「医療法人弥生会 吾妻さくら病院 同 中之条町大字伊勢町782-1」に改める。

## ■ 人事委員会告示

### ◎群馬県人事委員会告示第1号

人事委員会が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示（平成17年群馬県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

群馬県人事委員会委員長 福島 江美子

表2の項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表3の項中「第23条」を「第22条」に改め、同表6の項中「及び無給休暇」を削る。

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第二号

議会事務局

群馬県議会議員記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十三年三月二十五日

群馬県議会議長 関根 圀 男

群馬県議会議員記章規程の一部を改正する訓令

群馬県議会議員記章規程(昭和三十八年群馬県議会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(制定)」に改める。

第四条第一項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(交付)

第三条 議員記章は、議員の任期の始めに議員一人につき一個を交付するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

群馬県議会訓令甲第三号

議会事務局

群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十三年三月二十五日

群馬県議会議長 関根 圀 男

群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令

群馬県議会公印規程(昭和三十八年群馬県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「学事文書課長」を「総務事務センター所長」に改める。  
別記様式を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---